

平成30年2月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成30年2月5日 開会

平成30年2月5日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目次

○会議録 [2月5日(月)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 報告第1号 (地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の報告について)	4
日程第5 議案第1号から議案第8号まで一括議題 (平成29年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号) 他7件)	4
閉会	12

平成30年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成30年2月5日

開会 午後2時37分

閉会 午後3時02分

平成30年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成30年2月5日（月曜日）

招集場所 広域連合議会議場

（滋賀県市町村職員研修センター視聴覚教室（ピアザ淡海4階））

会議に出席した議員（14名）

1番	越 直 美	2番	大久保 貴
3番	藤 井 勇 治	4番	富士谷 英 正
5番	山 本 芳 一	6番	宮 本 和 宏
7番	野 村 昌 弘	8番	岩 永 裕 貴
9番	山 仲 善 彰	10番	谷 畑 英 吾
14番	藤 澤 直 広	15番	西 田 秀 治
17番	中 島 政 幸	19番	久 保 久 良

会議に欠席した議員（5名）

11番	福 井 正 明	12番	小 椋 正 清
13番	平 尾 道 雄	16番	宇 野 一 雄
18番	野 瀬 喜久男		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	橋 川 涉	副広域連合長	伊 藤 定 勉
副広域連合長	松 井 繁 夫	事務局次長	上 村 達 也
管 理 監	小 川 隆 史	総務企画課長	小 西 征 義
会 計 課 長	福 西 弘 充		

職務のため出席した者の職氏名

書 記	井 口 明 洋	書 記	長 崎 充 利
-----	---------	-----	---------

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 報告第1号
(地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の報告について)
- 第5 議案第1号から議案第8号まで
(平成29年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)他7件)

会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第1号
(地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の報告について)
- 日程第5 議案第1号から議案第8号まで
(平成29年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)他7件)

議事の経過

開会 午後 2 時 3 7 分

(開会 開議)

○議長（藤井勇治君） はい、それでは、ただ今から、平成 3 0 年 2 月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は 1 4 名、欠席議員は 5 名、欠席議員は、福井正明議員、小椋正清議員、平尾道雄議員、宇野一雄議員、野瀬喜久男議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、御了承願います。

(日程第 1)

○議長（藤井勇治君） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、指定いたします。

藤澤直広議員は、1 4 番に指定をいたします。

野瀬喜久男議員は、1 8 番に指定をいたします。

(日程第 2)

○議長（藤井勇治君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 9 7 条の規定により、1 4 番藤澤直広議員、1 7 番中島政幸議員を指名いたします。

(日程第 3)

○議長（藤井勇治君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤井勇治君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

(日程第4)

○議長(藤井勇治君) 日程第4、広域連合長から報告第1号「地方自治法第180条議会の委任による専決処分について」が議会に提出されました。

報告書については、事前に配付したとおりですので、御了承を願います。

(日程第5)

○議長(藤井勇治君) 日程第5、議案第1号から議案第8号までを一括議題といたします。書記より議件を朗読させます。

○書記(長崎充利君) 議件を朗読いたします。

議案第1号平成29年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号、議案第2号平成29年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、議案第3号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号平成30年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第7号平成30年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、議案第8号滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて。以上でございます。

○議長(藤井勇治君) 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長(橋川渉君) はい、議長。

○議長(藤井勇治君) 連合長。

○広域連合長(橋川渉君) 本日、議員の皆様方の御参集をいただき、平成30年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、諸案件の審議を願うにあたりまして、その概要の説明と諸般の報告をさせていただきます。

まず、当広域連合における「医療費等の動向」について申し上げます。

被保険者数の推移でございますが、平成29年4月から12月までの伸び率は、対前年度同期比3.37%増であり、当初想定しておりました3.54%を下回っております。

また、一人当たり医療給付費につきましては、3月診療分から11月診療分までの9か

月の実績で、対前年度同期比0.46%増の伸びを示しておりますが、当初想定1.79%を大きく下回っております。

医療給付費全体といたしましては、一人当たり医療給付費が想定よりも低く推移したこともあり、これまでのところ3.84%の伸びとなっており、これは年度当初に想定しておりました伸び4.8%を下回っております。

しかしながら、従前から冬季の医療費は高くなる傾向を示しておりますので、引き続き、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、「第6期保険料率の改定」について申し上げます。

平成30年度、31年度の第6期保険料率の改定につきましては、市町並びに県との協議を重ねてまいりました。

被保険者の増加や医療の高度化に伴う医療費の上昇に加え、高齢者負担率の引上げを加味する一方で、保険料軽減特例の見直し等、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増していることを考慮し、高齢者の負担の急増を緩和するとともに、健全な財政運営を確保することを第一義に検討してまいりました。

また、第5期の医療給付費が当初の想定よりも低く推移したことなどから約34億円の剰余金が発生しており、単年度収支均衡の原則及び年度間の公平性の観点から、剰余金のうち20億円を財源に繰り入れることといたしました。

第6期の保険料率としましては、被保険者均等割額は4万3,727円、所得割率は8.26%となり、一人当たり平均保険料は年額6万6,809円で、対前期1,068円の減額、マイナス1.57%の改定率となります。

議員各位におかれましては、第6期保険料率の改定につきまして、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今議会に提出しております議案につきまして、順次御説明申し上げます。

議案第1号及び議案第2号は、「平成29年度の当広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算」でございます。

議案第1号の一般会計補正予算は、4,756万3千円を増額するものでございます。内容でございますが、国が指定する保健事業等を実施した広域連合へ保険者インセンティブ交付金が交付されます。この交付金の一部を健康づくり事業等の保健事業を実施された

市町への交付金の財源とするため予備費の増額をするとともに、その他、事務局運営費や人件費等の精査による減額等を実施するものでございます。

次に、議案第2号の特別会計補正予算は7億5,734万2千円を増額するものでございます。主な内容でございますが、先ほど、「医療費の動向」で説明いたしましたように、これまでの給付実績を基に今年度の保険給付費を推計したところ、当初の予定を下回る見込みであることから49億6,686万8千円の減額を行う一方、想定外の医療費増が発生した場合の財政リスクを軽減するため、療養給付費国庫負担金等が超過交付されることに伴い予備費57億1,772万8千円の増額など所要の補正を実施するものでございます。

次に、議案第3号は「第6期保険料率設定」等に伴う関係条例の改正でございます。

その改正内容は主に次の3点でございます。

1点目は、平成30年度、31年度の第6期保険料率につきまして、所得割額を100分の8.26、被保険者均等割額を4万3,727円、と定めるものでございます。

2点目は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴い、平成30年度から賦課限度額を62万円と定めるとともに、保険料軽減対象の拡大を行うものでございます。

3点目は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正に伴い、住所地特例の適用対象が追加されたことから、保険料の納付及び徴収について所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第4号及び議案第5号は、「個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法」の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第6号及び議案第7号は、「平成30年度当広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の当初予算」でございます。

平成30年度は、これまでに引き続き、高齢者の健康づくりや医療費適正化に重点的に取り組んでいくなかで、新たに「保険者努力制度交付金」を創設いたします。

これは、国の特別調整交付金等を活用し、健康づくり事業を実施された市町に対し、交付金を交付することにより、高齢者の健康づくり事業等の保健事業や医療費適正化事業の更なる支援をしようとするものでございます。

また、被保険者の資格管理や給付業務など制度運営の核となる現行の電算システムは、平成25年度から稼働しておりますが、経年による更改の時期を迎えており、平成31年度から稼働する新システムへのスムーズな移行に向け、平成30年度中に更改を実施しようとするものでございます。

これらの経費を見込んだ結果、平成30年度の一般会計当初予算の総額は2億2,559万3千円、後期高齢者医療特別会計の総額は1,599億3,959万4千円、広域連合予算全体では1,601億6,518万7千円となり、平成29年度に比べて16億3,579万4千円、1.0%の増となったところでございます。

次に、議案第8号は、公平委員会委員1名が任期満了となられることから、その公平委員会委員を再任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上、8件の議案につきまして提案理由の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（藤井勇治君） はい、提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第1号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第1号につきましては、通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第1号「平成29年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号」は、原案のとおり決することに賛成の方の御起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤井勇治君） 御着席ください。起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第2号につきましては、通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第2号「平成29年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」は、原案のとおり決することに賛成の方の御起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤井勇治君) 御着席ください。起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第3号につきましては、通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第3号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の御起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤井勇治君) 御着席ください。起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第4号につきましては、通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第4号「滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の御起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤井勇治君) 御着席ください。起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第5号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第5号「滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の御起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） 御着席ください。起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第6号につきましては、通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第6号「平成30年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方の御起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） 御着席ください。起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する質疑を行います。お手元の議案質疑通告一覧のとおり、議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

10番谷畑英吾議員。

○10番（谷畑英吾君） はい、議長。

○議長（藤井勇治君） 谷畑議員。

○10番（谷畑英吾君） それでは、議案第7号平成30年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、議長のお許しを得ましたので質疑をさせていただきます。本案につきましては、議案第3号で審議可決した新たな保険料率を基礎として編成されておりますので、改めて具体的に平成30年度予算を審議するにあたりまして保険料率の改定に関する経過と今後の見通しについてお尋ねしたいと思います。

第6期の保険料率の試算については第2回目の試算を終え、第1回目試算時よりも更に

若干の引下げという結果となっております。

被保険者数につきましては、第5期試算時の3.2%を上回る3.53%というふう増加を見込んでおられます。また高度化に伴い医療費についても増加傾向にあるわけでありすけども、一人当たりの医療給付費の伸び率については、第5期試算時に見込んでいた1.63%に比べると第6期では0.6%と微増の見込みに留まっているところでございます。保険料率の改定にあたりまして保険料を下げるために試算において低く見積っていることはないかどうかということをお尋ねしたいと考えております。

また、近い将来被保険者となる65歳から74歳の年齢層の医療費の伸び率も勘案しているのかどうかということ、そして、今後の見込みについても過小評価してはいないかどうかということをお尋ねしたいと思います。

逆に申しますと適切であるとするのであれば、第5期が過大であったのかどうか、いずれにいたしましても大きくりの数字が示されるわけでありまして、我々議員一人一人にとりましては、検証の難しい半ばブラックボックスのようなものでありますだけに、平成30年度特別会計予算に計上されました保険料額の見積りが適切であるのかどうか、第5期保険料算定と照し合せながら今後の見通しについて見積りがしっかりとされているのかどうかについてお伺いをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（藤井勇治君） はい、それでは、当局の答弁をお願いします。

○広域連合長（橋川渉君） はい。議長。

○議長（藤井勇治君） 連合長。

○広域連合長（橋川渉君） 谷畑議員の御質問にお答えいたします。まず、被保険者数と一人当たりの医療給付費の伸び率について、保険料を下げるために試算において低く見積っていることはないかとの御懸念のお尋ねでありますけども、まず始めに被保険者数は、各市町からの住基情報を基に第6期中に75歳となられる73歳と74歳の人数を加算したものに、転入、転出、死亡等の異動を加味するため、過去5年間の年間増減率の平均値を乗じて推計をしております。

次に、一人当たりの医療給付費の伸び率は、国が示す方法に基づいて算出をしているものでございます。第5期におきましては、平成25年度と平成26年度の対前年伸び率のうち高い方をとるということでありまして、平成25年度が1.6%、平成26年度が0.

49%でございましたので高い方の1.6%を用いております。今度の第6期でございますけれども国から示された方法というのは、平成26年度から平成28年度の平均伸び率と平成24年度から平成28年度の平均伸び率、過去3年と過去5年それぞれ高い方と取りなさいということでございまして、過去3年では平均伸び率が0.42%、過去5年では平均伸び率が0.60%ということでありましたので0.60%をとって保険料率を設定したものでございます。

次に、近い将来被保険者となる65歳から74歳の年齢層の医療費の伸び率等も勘案しているのかでありますけれども、第6期の試算におきましては、先ほど説明いたしましたとおり、被保険者数につきまして73歳と74歳の人数を加味しているということで、医療費についても勘案しているものでございます。

次に、今後の見込みでございますけれども過小評価してはいないかでありますけれども、医療給付費等の支払は保険者としても重要な責務であることから、収納率の低下も含め財政的リスクによる支払資金の不足に備えるため、剰余金34億円のうち14億円を確保しております。また、残りの20億円につきましては、年度収支の均衡及び公平性の観点から本来被保険者に還元すべきものであり、第6期の財源として算入し、保険料率を設定したものでございます。

ただ今御説明申しましたけれども、第5期において過大ではなかったのかというお尋ねもあるわけでございますけれども、第5期につきましても国の示す基準に基づいて高い方をとった結果こういう数字になっているものでございまして、国の示す基準における算定もその都度見直されておるといふ今の実態でございます。そういった中で国の基準について、これから2025年問題ということで団塊の世代が後期高齢者に入ってくることも予想されますので、そういった観点も国において算定の中に含み込むことも必要ではないかという提言もいたしながら、今後とも国の算定に基づく算式によって保険料率を見直してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（藤井勇治君） それでは、以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第7号につきましては、通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第7号「平成30年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方の御起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） 御着席ください。起立全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第8号につきましては、通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第8号「滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成する方の御起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） 御着席ください。起立全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成30年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後3時02分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成30年2月5日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

藤井 勇 治

署 名 議 員

藤 澤 直 広

署 名 議 員

中 島 政 幸